

◇尾張東部医療圏保健医療計画別表記載の医療機関名の更新について

1. 保健医療計画について

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定に基づき、愛知県では、県全体の計画である「県計画」と2次医療圏ごとの医療圏保健医療計画「圏域計画」（本圏域では、「尾張東部医療圏保健医療計画」。）を策定しています。

保健医療計画の医療体系図にこれまで記載してきた具体的な医療機関名を「別表」として、毎年見直しを行うこととしました。

2. 今回の更新について

平成25年3月29日に公示した愛知県地域保健医療計画の別表に記載されている医療機関名について、平成26年2月19日、5月23日及び6月に実施しました周産期医療実態調査結果を反映した7月18日付けで更新した結果について報告するものです。

3. 更新内容について

別添1～2「新旧対照表」のとおり。